

人事行政の運営等の状況の概要を公表します

伊奈町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表したものの概要版です。
 詳細については、町掲示板に掲示してあるほか、町ホームページでもご覧いただけます。
<http://www.town.saitama-ina.lg.jp> 図総務課 2 2 2 2

① 職員の任免

平成22年度採用者
 8名（一般事務職6名、消防士1名、教育公務員1名）
 平成22年度退職者
 6名（定年退職2名、自己都合等その他退職が4名）

一般行政職の級別職員数 平成23年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事補	9	5.7
2級	主事	9	5.7
3級	主任	34	21.4
4級	係長・主査	49	30.8
5級	課長補佐	24	15.1
6級	課長・主幹	28	17.6
7級	統括監	6	3.8
合計	-	159	100

部門別職員数の状況 各年度4月1日現在

部門	区分	職員数			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	3
		総務	50	50	53
		税務	19	19	19
		民生	60	59	59
		衛生	19	19	20
		農水	5	5	5
		商工	1	1	1
		土木	22	22	22
		計	179	178	182
		教育部門	34	34	34
消防部門	49	50	50		
小計	262	262	266		
公営企業部門	水道	水道	9	9	9
		下水道	5	5	5
		その他	15	17	16
		小計	29	31	30
合計	291	293	296		

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時職員および非常勤職員を除いています。

特別職の報酬などの額 平成23年4月1日現在

区分	月額	期末手当
給料	町長	770,000円
	副町長	646,000円
報酬	議長	322,000円
	副議長	257,000円
	常任委員長	244,000円
	議員	229,000円
		(支給割合) 6月期 1.90月分 12月期 2.05月分 合計 3.95月分
		支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。

② 職員の給与および定員管理等の状況

平成22年度人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
42,585人 【H23.3.31現在】	105億792万7千円	22億6,547万6千円 (15億2,156万8千円)	21.6% (14.5%)

()内は一般職分の内書きです。

平成22年度職員給与費の状況（普通会計決算）

職員数(A)	給与費				1人当たりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
265人 (2)	9億3,409万1千円	2億2,248万0千円	3億6,499万7千円	15億2,156万8千円	574万2千円

()内は、再任用短時間職員の外書きです。

平均年齢・平均給料月額および平均給与月額 平成23年4月1日現在

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.2歳	344,000円	432,100円
技能労務職	35.3歳	227,200円	256,300円

給与とは、給料に職員手当を含めたものです。
 (期末・勤勉手当は、含まれていません)

初任給額 平成23年4月1日現在 期末・勤勉手当の支給割合

区分	月額	平成23年4月1日現在		
		区分	6月期	12月期
一般行政職	大学卒	178,800円	1.250月	1.350月
	短大卒	161,600円	0.675月	0.675月
	高校卒	149,800円	0.675月	0.675月

退職手当の状況 平成23年4月1日現在

勤続年数	20年	25年	35年	最高限度額
自己都合	23.5月	33.5月	47.5月	59.28月
勲奨・定年	30.55月	41.34月	59.28月	59.28月

伊奈町は、一部事務組合の埼玉県市町村総合事務組合に加入しています。支給率は、この組合の条例で定められています。

地域手当の状況 平成23年4月1日現在

支給率	3%
-----	----

ラスパイレス指数の状況

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
97.4	97.5	98.0	98.1	98.5

ラスパイレス指数とは、一般行政職について、国家公務員の給料を100とした場合、当該団体の給料水準を表したものです。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の概要

- ・ 1週間当たり38時間45分
- ・ 原則毎週月曜日～金曜日
それぞれ午前8時30分～午後5時15分

休暇制度および種類

年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇および組合休暇

4 職員の分限および懲戒処分の状況

平成22年度に分限処分を受けた職員は3人（休職）で、処分事由は、疾病加療のため、長期休養を要するものでした。
平成22年度において懲戒処分は、該当ありません。

5 職員のサービスの状況

職務専念義務免除の状況

職員は、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません、一定の場合には職務に専念する義務が免除されます。

- （平成22年度実績）
- ・ 人間ドックを受診する場合
 - ・ 献血に協力する場合
 - ・ 消防団活動に従事する場合
 - ・ 夏季休暇

営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないこととされています。平成22年度における許可件数は、0件です。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

研修の概要

町単独研修を実施したほか、彩の国さいたま人づくり広域連合、北足立北部共同研修会および市町村職員中央研修所主催の研修に参加。（平成22年度）

職員の勤務成績の評定方法および活用方法等の概要等

勤勉さ、責任感、職務知識など13の測定要素からなる勤務成績報告書により評価。主任昇任選考試験に活用しています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

職員は、埼玉県市町村職員共済組合の組合員となり、同組合で実施する短期給付事業、長期給付事業および福祉事業の制度を受けることができます。また、当町には一般職全員で組織する親睦会があり、そこに厚生事業を委託しています。

8 公平委員会に対する措置要求等の状況

平成22年度は、勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立てはありません。

伊奈町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢および平均給与

（平成23年4月1日現在）

区分	伊奈町				民間企業			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)
伊奈町	35.3歳	11人	227,200円	256,300円	245,274円			
うち調理員	歳					調理士	40.6歳	281,200円
うち用務員	歳					用務員	53.8歳	213,600円
うち自動車運転手	歳					自家用乗用自動車運転手	52.1歳	264,000円
国	49.3歳	3,955人	284,514円		322,291円			
類似団体	48.5歳	17人	289,260円	315,877円	306,337円			

「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。（国および類似団体については、平成22年4月1日現在の年齢および月額です。）

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成19年～21年の3年平均）

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

技能労務職の内訳については、職員数が少なく個人が特定される恐れがあるため、公表していません。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数		1人	1人	3人	4人	1人	1人					11人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表について

伊奈町技能労務職員の勤務時間等、給与および旅費に関する規則の給料表を適用しています。

イ 手当について

一般職に準じて、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末手当・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

ウ 昇給基準

毎年4月1日を昇給日とし、前1年間の勤務成績に応じ4号給（57歳を超える職員にとっては2号給）を標準として昇給します。

2 給与等の見直しに向けたこれまでの取組

(1) 職員数について

平成17年度から平成21年度までの5年間で、職員数は10名減員となりました。

(2) 給料表について

国が平成18年度に実施した給料表の引下げに準じて、町の技能労務職員の給料水準を約2.3%引き下げました。（平成19年度実施）

(3) 退職時特別昇給制度の廃止

勤奨退職者の退職時特別昇給制度を平成20年度から廃止しました。

3 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

職員の給料および手当については、人事院勧告を基に、埼玉県や近隣市の状況を勘案し、改定を行っていきます。

現在、人事評価制度（能力評価）を実施しています。将来的には、勤務成績を給与に反映するといった新たな昇給制度へ移行します。

4 今後の具体的な取組内容

今後、技能労務職員については、社会情勢の変化に対応すべく町としての将来を見据え、民間委託等への考慮もしつつ、行政サービスの質の低下を招かぬよう定員管理に努めてまいります。